⑷　工事内容
　①　駒場新体育館　建築工事　一式　鉄筋コンクリート造　屋根　鉄骨造　地上２階　建築面積　2,239㎡、延べ面積　3,506㎡
　②　トレーニング体育館　とりこわし　鉄筋コンクリート造　地上２階　建築面積　899㎡、延べ面積　1,061㎡
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月31日まで。
⑹　使用する主要な資機材　コンクリート約3,212㎥、鉄骨約97.2ｔ、鉄筋約427ｔ、型枠約12,936㎡、板ガラス563㎡　なお、関連する設備工事は別途発注される予定である。
⑺　本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下、申請書という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしていること。
⑴　国立大学法人東京大学契約事務取扱規程（平成16年４月１日）第２条及び第３条の規定に該当しない者であること。
⑵　申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は東京大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年１月20日付け　17文科施第345号　文教施設企画部長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑶　文部科学省における一般競争参加資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、建築一式工事において1,200点以上であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に対し、平成26年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がないこと。
⑹　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、大空間（柱等の障害物が無い範囲で600㎡以上）を有する、スポーツ施設又は講堂等において、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新営工事で、延べ面積1,700㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る）。
⑺　次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
　①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
　②　平成15年度以降に、上記⑹に掲げる同種工事の経験を有するものであること。
　③　監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
⑽　警察当局から、暴力団体が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法
　①　入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次のア及びイの要件に該当する者のうち、⑵③によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
　　ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
　　イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
　②　①において、評価値の最も高い者が２人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。
⑵　総合評価の方法
　①　「標準点」を100点、「加算点」は最高25点とする。
　②　「加算点」の算出方法は、下記⑶の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
　③　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。
　④　下記⑶①及び②において「不適切／欠格」の評価を受けた入札参加希望者については入札の参加は認められない。
⑶　評価項目　評価項目は以下のとおりとする（詳細は入札説明書による。）。
　①　企業の技術力※１
　　・企業の施工能力
　　・配置予定技術者の能力
　②　企業の信頼性・社会性
　　・地域精通度
　　・ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況
　※１　参加者が外国企業である場合は、別途個別協議のうえ工事成績に係る評価得点を判定する。下記４⑴に問い合わせること。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒113―8654 東京都文京区本郷七丁目３番１号　本部棟９階　国立大学法人東京大学本部施設企画課予算・契約チーム　電話03―5841―2209
⑵　入札説明書等の交付期間及び場所　平成30年８月１日から平成30年８月20日まで、東京大学施設部ホームページにて交付する。
（https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/procurement-contracts/b07_07_03.html）
⑶　申請書の提出期間、場所及び方法　平成30年８月１日から平成30年８月20日まで（土曜、日曜、８月13日、８月14日を除く毎日、10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分まで）、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便、平成30年８月20日必着に限る。）すること。
⑷　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、提出場所及び提出方法　入札説明書による。
⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は平成30年９月26日10時00分から15時00分までの間に、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、持参又は郵送による入札の受領期限は、平成30年９月26日15時00分（必着）とする。開札は、平成30年９月27日11時00分、東京大学施設部会議室において行う。

５　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金
　①　入札保証金　納付。なお、落札者が契約を結ばない場合は、本学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、その証券を提出する場合は、入札保証金を免除する。